

# 電気通信大学 I R 室規程

平成29年 1月25日

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、電気通信大学 I R 室（以下「I R 室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (業務)

第2条 I R 室は、電気通信大学（以下「本学」という。）におけるインスティテューショナル・リサーチ（以下「I R」という。）の推進に係る企画、立案及び取りまとめを行う。

2 前項の業務は、学内の関連部署と適切に連携の上、実施するものとする。

## (組織)

第3条 I R 室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 室長

(2) 室員

2 学長が必要と認めるときは、I R 室に副室長を置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、学長が必要と認めるときは、I R 室の運営に必要な職員を置くことができる。

## (室長)

第4条 室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 室長は、I R 室の業務を掌理する。

## (副室長)

第5条 第3条第2項に基づき副室長を置くときは、本学職員のうちから、室長の推薦を受け学長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐する。

## (室員)

第6条 室員は、本学の職員のうちから学長が指名する。

## (任期)

第7条 室長、副室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、室長の任期の末日以前でなければならない。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、I R 室に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の日以降最初に任命される室長、副室長及び室員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。